

令和5年度 第2回船橋市子ども・子育て会議 会議録

開催日時

令和5年11月16日（木曜日） 9時45分～11時00分

開催場所

船橋市役所9階 第1会議室

出席者

(委員)

横山 洋子（会長）	千葉経済大学短期大学部教授
佐藤 有香（副会長）	和洋女子大学教授
生田 邦彦	船橋市保育協議会顧問
伊藤 ミチ子	船橋市認可外保育所連絡会顧問
尾木 修介	日本青年会議所教育部会シニア
小出 正明	船橋市社会福祉協議会常務理事
鈴木 ひろ子	船橋市私立幼稚園 PTA 連絡協議会会長
竹園 公一朗	船橋市保育園父母会連絡会副事務局長
田中 善之	船橋市私立幼稚園連合会会長
鶴崎 桜子	ふなばしファミリー・サポート・センター (育児) 協力会員
仲臺 和浩	船橋市中学校長会副会長
中原 美恵	東洋大学名誉教授
原 綾子	船橋市 PTA 連合会事務局長
古川 綾子	市民委員
星野 孝子	市民委員
松崎 総一	全国私立保育園連盟組織部部長
山中 広仁	船橋市民生児童委員協議会副会長
山本 裕子	青い鳥ホーム施設長
和久 貴子	船橋市小学校長会庶務幹事

(市職員)

健康福祉局長 大竹 陽一郎、こども家庭部長 森 昌春、
こども政策課長 三輪 明、こども家庭支援課長 豊田 道昭、
子育て給付課長 大山 隆司、児童相談所開設準備課長 大屋 武彦、
保育運営課長 北川 寿宏、保育入園課長 由良 公伸、
地域子育て支援課長 齊藤 正宏、療育支援課長 大内 雄三
地域保健課長 高橋 和彦、教育総務課長 田島 正則

※その他関係各課職員

(事務局)

こども政策課 課長補佐 渡邊 浩史、主査（総務企画係長） 古川 公一、

主事 新井 優美 、主事 住田 勇樹

次第

1. 開会
2. 議題等
 - (1) 会長及び副会長の選任について
 - (2) 船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査について
3. 閉会

公開区分

公開

傍聴者の定員・傍聴者数

定員10人 傍聴者1名

議事

1. 開会

○事務局（こども政策課長補佐）

定刻となりましたので、これより令和5年度第2回船橋市子ども・子育て会議を始めさせていただきます。

本日、司会進行を務めさせていただきます、こども政策課 課長補佐の渡邊でございます。よろしくお願いいたします。

はじめに、本日の会議の進行などについてお伝えいたします。

本日の審議は90分程度を予定しております。円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

会場のマイクの使用方法ですが、トークボタンを押しますと赤いランプがつきますので、お名前を言っていただいてからご発言をお願いいたします。終わりましたら、再度、トークボタンを押していただくようお願いいたします。

オンライン参加の皆様につきましては、ハウリングや雑音の混入を防ぐため、ご発言される際を除き、マイク機能はオフにしておいていただきますようお願いいたします。

ご発言を希望される際は、カメラに向かって挙手していただくか、ビデオ会議ソフトの手上げ機能でお知らせください。会長の指名を受けましたら、手上げ機能を使っていれば手のひらマークをクリックして手を下げて、マイク機能をオンにして、ご発言をお願いいたします。終わりましたら、マイク機能をオフにさせていただきますようお願いいたします。

初めに、委員の皆様及び市側の職員をご紹介しますが、会議委員について1点ご報告がございます。

令和5年9月1日の子ども・子育て会議委員の改選にて、委員構成の一部見直しをおこないました。理由としましては、第3期子ども・子育て支援事業計画の策定を「子どもの貧困計画」、「ひとり親家庭等自立促進計画」を統合して行うため、それぞれの分野に係る知見を有する委員を、船橋市中学校長会、母子生活支援施設の従事者から委嘱したものですので、ご承知おきいただければと思います。

それではまず、令和5年9月1日から再任となりました委員について、会場にいらっしゃっている方からご紹介いたします。

船橋市保育協議会 顧問 生田 邦彦（いくた くにひこ）様でございます。

船橋市認可外保育所連絡会 顧問 伊藤 ミチ子（いとう みちこ）様でございます。

日本青年会議所教育部会 シニア 尾木 修介（おぎ しゅうすけ）様でございます。

船橋市社会福祉協議会 常務理事 小出正明（こいで まさあき）様でございます。

和洋女子大学 教授 佐藤有香（さとう ゆか）様でございます。

船橋市保育園父母会連絡会 副事務局長 竹園 公一朗（たけその こういちろう）様でございます。

船橋市私立幼稚園連合会 会長 田中 善之（たなか よしゆき）様でございます。

ふなばしファミリー・サポート・センター 育児 協力会員 鶴崎桜子（つるさき さくらこ）様でございます。

船橋市PTA 連合会 事務局長 原 綾子（はら あやこ）様でございます。

全国私立保育園連盟 組織部 部長 松崎 総一（まつざき そういち）様でございます。

船橋市民生児童委員協議会 副会長 山中 広仁（やまなか ひろひと）様でございます。

千葉経済大学短期大学部 教授 横山 洋子（よこやま ようこ）様でございます。

次に、オンラインで参加されている委員をご紹介させていただきます。

東洋大学 名誉教授 中原 美恵（なかはら よしえ）様でございます。

船橋市小学校長会 庶務幹事 和久 貴子（わく たかこ）様でございます。

続きまして、新たに委員になられた方を紹介させていただきます。

船橋市私立幼稚園 PTA 連絡協議会 会長 鈴木 ひろ子（すずき ひろこ）様でございます。

船橋市中学校長会 副会長 仲臺 和浩（なかだい かずひろ）様でございます。

市民委員の古川 綾子（ふるかわ あやこ）様でございます。

市民委員の星野 孝子（ほしの たかこ）様でございます。

青い鳥ホーム 施設長 山本 裕子（やまもと ゆうこ）様でございます。

また、千葉県市川児童相談所 船橋支所長 児玉 亮（こだま りょう）様につきましては、本日は所用により欠席のご連絡をいただいております。

続きまして、市側の職員の方を紹介させていただきます。

健康福祉局長の、大竹 陽一郎（おおたけ よういちろう）でございます。

こども家庭部長の森 昌春（もり まさはる）でございます。

こども政策課長の三輪 明（みわ あきら）でございます。

こども家庭支援課長の豊田 道昭（とよだ みちあき）でございます。

子育て給付課長の大山 隆司（おおやま りゅうじ）でございます。

児童相談所開設準備課長の 大屋 武彦（おおや たけひこ）でございます。

保育運営課長の、北川 寿宏（きたがわ としひろ）でございます。

保育入園課長の由良 公伸（ゆら きみのぶ）でございます。

地域子育て支援課長の齊藤 正宏（さいとう まさひろ）でございます。

療育支援課長の 大内 雄三（おおうち ゆうぞう）でございます。

地域保健課長の 高橋 和彦（たかはし かずひこ）でございます。

教育総務課長の 田島 正則（たじま まさのり）でございます。

○事務局（こども政策課長補佐）

これより資料の確認をさせていただきますが、その前に、ご報告がございます。

事前に送付させていただきました資料から差し替えおよび追加がございましたので、本日会場にお越しの委員の皆様には、机上に置かせていただいております。オンライン参加の委員の皆様には、昨日メールで送らせていただきました。

差し替え資料①については、資料2の最終ページで、子どもに関する相談先の案内を追記しました。本修正を資料2から資料9の保護者調査票の全てにおいて反映しております。

差し替え資料②③については、資料10、11の最終ページで、相談先をグループ分けし、見出しを追記しました。小学生、中高生の子ども調査それぞれ反映しております。

資料14については、新規の資料です。国で示されている調査項目に該当しない、市独自の設問を一覧で示したものです。参考までにご覧ください。

追加資料とは別に、子育てナビゲーションという冊子と「こどもまんなか応援サポーター宣言」文を置かせていただきました。後ほどの説明のご参考としてください。

それでは、本日の資料を確認させていただきます。お手元の資料をご確認下さい。

枚数が多いので、ゆっくりやらさせていただきます。

1点目、会場席次表、2点目、次第、3点目、配付資料一覧、4点目、資料1、5点目、資料2、6点目、資料3、7点目、資料4、8点目、資料5、9点目、資料6、10点目、資料7、11点目、資料8、12点目、資料9、13点目、資料10、14点目、資料11、15点目、資料12、16点目、参考資料1、17点目、資料13、18点目、資料14

不足はございませんでしょうか。

本日の会議の進行などについてのご案内は以上となります。

2. 議題等

○事務局（こども政策課長補佐）

それでは、議事に入りますが、船橋市子ども・子育て会議条例第8条第1項の規定によりまして、会長が議長を務めることとされておりますが、令和5年9月1日の子ども・子育て会議委員の改選に伴いまして、現在会長が決まっておりませんので、会長が決まるまでの間、健康福祉局長が仮議長として会議を進行することとさせて頂きたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。それでは、大竹健康福祉局長、よろしく願いいたします。

（1）会長及び副会長の選任について

○仮議長（健康福祉局長）

仮議長を務めさせていただきます、健康福祉局長の大竹でございます。よろしく願いいたします。

本日の会議は、20名の委員のうち、19名の方々にご出席をいただいておりますこと

から、船橋市子ども・子育て会議条例第8条第2項に規定されております、過半数の「定足数」に達しておりますことをご報告いたします。

また、「会議の公開・傍聴」についてでございますが、議題には不開示情報が含まれておりませんので、本日の会議は「公開」としております。傍聴者の定員につきましては、10名までとして、市のホームページに掲載させていただきましたことをご報告いたします。

本日、1名の傍聴者がいらっしゃいます。それでは、ここで、傍聴者に入場していただきます。

(傍聴者入場)

傍聴者の皆様は、受付の際にお渡しした「傍聴に関する注意事項」の内容に従って傍聴されるようお願いいたします。

それでは1つ目の議題に入ります。

船橋市子ども・子育て会議の会長及び副会長につきましては、船橋市子ども・子育て会議条例第6条第1項の規定により、委員の互選により定めることとされております。

どなたか、会長のご推薦がございますでしょうか。

(松崎委員 挙手)

松崎委員お願いします。

○松崎委員

会長は横山委員にお願いしたいと思います。

横山委員は、幼稚園や小学校教諭としてのご経験があり、子育てに関する様々な審議会等の委員としてもご活躍され、これまで本会議の会長として、教育・保育研究活動の知見を遺憾なく発揮し、会議を運営してこられましたので、引き続き、会長をお願いしたいと思います。

○仮議長（健康福祉局長）

ありがとうございます。

ただいま、松崎委員より会長に横山委員のご推薦を頂きましたが、皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○仮議長（健康福祉局長）

それでは、横山委員に会長をお願いしたいと思います。

横山会長につきましては、あちらにあります会長席へ移動をお願いします。

(会長 移動)

それでは横山会長、一言ご挨拶を頂いてもよろしいでしょうか。

○横山会長

皆様、千葉経済大学短期大学部 子ども学科の横山でございます。不慣れではございますが、皆様にお助けいただきながら、船橋市の子ども達のために、力を尽くして参りたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

○仮議長（健康福祉局長）

はい、ありがとうございます。それでは以降の進行につきましては、横山会長に願ひしたいと思ひます。

○横山会長

よろしく願ひいたします。

続きまして、副会長についてですが、私からご提案させていただいてもよろしいでしょうか。

副会長は佐藤委員に願ひしたいと思ひます。

佐藤委員は保育学を専門とし、子育てに関する様々な社会的活動をされているなど、児童福祉施策の推進にご尽力されており、前回会議で副会長に選任されておりますので、引き続き願ひしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○横山会長

それでは、佐藤委員に副会長を願ひしたいと思ひます。

佐藤副会長につきましては、こちらにあります副会長席へ移動をお願いします。

（副会長 移動）

それでは佐藤副会長、一言ご挨拶をいただいてもよろしいでしょうか。

○佐藤副会長

はい、改めまして、皆様、おはようございます。

和洋女子大学家政福祉学科の佐藤有香と申します。現在、子育てを巡る色々な課題が多いかと思ひますが、委員の皆様と一緒に考えていければと思ひます。

どうぞよろしく願ひします。

（2）船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査について

○横山会長

それでは、議事に入りたいと思ひます。

議題の2点目、「船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査について」です。前回の会議では事務局から提示されましたアンケート調査骨子案をご覧いただきました。その後、委員の皆様から頂いたご意見を基に、事務局にてアンケート調査票の修正を行い、本日の資料としております。

こちらにつきましては、こども政策課長、ご説明をよろしく願ひいたします。

○こども政策課長

こども政策課長の三輪と申します。よろしくお願ひいたします。

「議題2 子ども・子育て支援に関するアンケート調査について」、ご説明させていただきます。

はじめに、資料1により、「子ども・子育て支援事業計画」に関する、今後の『計画の大きな方向性や枠組み』について、それから、前回（8月）の会議において、委員から、「今、船橋市では何が課題で、今後数年先を見据えてどうしていきたいのか、という点が重要」とのご意見をいただいたことをふまえ、『何を見据え、どういう狙いでアンケート調査を行うか』、という点について、今一度整理をしました。

私どももまさにこうした考えは計画の土台であると考えており、市として、数年先を見据えてどのような計画にしたいのか、この点について、ご説明いたします。

まず、1ページ目、計画の大きな方向性です。「背景」に記載のとおり、今年度、国において「こども家庭庁」が創設され、また、新たに「こども基本法」ができました。

現在、国では「こども基本法」に規定されている「こども大綱」の策定過程にあり、年内に閣議決定予定と聞いております。このこども大綱には、貧困対策、少子化対策、子ども・若者対策に係る要素が含まれることとされています。

同じく「こども基本法」では、市町村は、国のこども大綱と、県に策定の努力義務がある県のこども計画を勘案して、市町村こども計画を策定する努力義務が規定されております。

また、こども大綱策定に向け9月末頃に発表された中間整理では、貧困対策やひとり親支援の必要性について言及されております。

こうした国の動きをとらえた中で、私どもとしては、矢印の下ですが、将来的に、こども基本法に基づく「市町村こども計画」を策定していきたいと考えております。

（仮称）船橋市こども計画は、子ども・子育て支援事業計画、子どもの貧困対策計画、ひとり親家庭等自立促進計画、それから、本市では現状、未整備ですが、少子化対策計画、子ども・若者計画の5つの計画を包含して策定したいと考えています。

国のこども大綱はこども施策を総合的に推進するために定められるものであることから、市のこども計画にも、こども大綱と同様に、「貧困対策」や「少子化対策」、「子ども・若者対策」などの要素を取り込んでいく必要があるとともに、ひとり親家庭等自立促進計画も密接に関わりがあります。

また、こども基本法では、市町村こども計画は、他の法令の規定により市町村が定める計画であってこども施策に関する事項を定めるもの、これに「子ども・子育て支援事業計画」が該当しますが、これと一体のものとして作成できると規定されています。

このようなことから、今後5つの計画を包含していきたいと考えています。

なお、補足させていただきますと、只今「子どもの貧困対策計画」と申しましたが、

現在、本市には「貧困計画」という名称の計画はございません。子どもの貧困対策推進法に基づく「子どもの貧困対策についての計画」として位置付けている「親子のしあわせ応援プロジェクト」という名称で取り組んでおります。名称としては「貧困計画」ではありませんが、「貧困計画」に位置づけている計画という整理しており、わかりやすい表記として、資料では「貧困計画」とさせていただきます。

それでは、2ページをご覧ください。只今、ご説明しましたとおり、市町村こども計画は、国のこども大綱や県のこども計画の内容を勘案しなければならないことから、これらの全体像が明らかになるタイミングと、計画のスタート年度が7年度と定められている次期「子ども・子育て支援事業計画」の策定タイミングとに、若干の時間的なズレが生じてしまうことが想定されます。

このようなことから、市としては、こども計画を2段階で策定していきたいと考えています。①まずは従来の子ども・子育て支援事業計画とひとり親家庭等自立促進計画、貧困計画の3つを統合して「第3期子ども・子育て支援事業計画」を策定します。この段階で市のこども計画としてのひとつの要素である「貧困対策」が含まれることとなります。そして2段階目、②として、①の計画に、「少子化対策」と「子ども・若者」の要素を加え、「船橋市こども計画」としたいと考えています。

次のページをご覧ください。計画策定の今後数年のイメージ図を載せてございます。令和7年度のところの青矢印「第3期子・子事業計画」と書かれた部分が、これから策定しようとしている次期計画となります。

国のこども大綱もまだ示されていませんし、県のこども計画はそのさらに後となりますので、これらを勘案して策定する「船橋市こども計画」は、さらにそのあと、図では仮に令和9年をスタートとしています。多少前後するかもしれませんが、このあたりになるのではないかと想定しています。

船橋市こども計画には、先ほどのご説明のとおり、少子化対策や子ども・若者対策に係る計画を含めていくこととなりますが、現時点においても反映できる少子化対策や子ども・若者対策に係る施策については、これから策定していく次期子ども・子育て支援事業計画に反映していきたいと考えています。

そして、子ども・子育て支援事業計画の第4期計画がスタートする令和12年度のタイミングでは、すべてを一体化して「第2期船橋市こども計画」を策定するという想定でございます。

このような国の流れも踏まえまして、まず、今回、貧困計画と自立促進計画を統合し第3期の子ども・子育て支援事業計画としていくということでございます。

続きまして、4ページからは、これから実施するニーズ調査について、市としてどのような施策を重視し、アンケート調査はどのような狙いで行うのか、という点をまとめております。これまでの計画に引き続き、国において必要とされている設問が多くありますので、どうしても前回同様の設問が残っておりますが、ただ単に前回のアンケート

の時点更新というのではなく、一定の「狙い」をもって行いますというご説明となります。

まず、4ページに記載のとおり、市は令和5年9月に「こどもまんなか応援サポーター宣言」をしました。こども基本法の理念である国のこどもまんなかの趣旨に賛同し、子どもの意見をしっかり聞き、子どもの最善の利益を第一に考え、子どもの健やかな成長を後押しすることを表明したものです。

そして、子どもや保護者のあるべき姿として、子どもについては、船橋市の未来を担うすべての子どもたちが希望を持って心豊かに成長できる、としました。また、子どもの健やかな成長を一義的に支える保護者については、家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる、といたしました。

続いて5ページです。まず、子どもを取り巻く情勢として、記載のような、いじめや不登校、虐待相談件数などの増加や、経済格差が体験格差に直結しているとも言われております。こうしたことから、矢印の右側、子ども調査において、子どもの「実態」と「子どもが求めていること」を把握します。調査結果を踏まえ、矢印の下ですが、例えば、子どもがどんな居場所を求めているのか？どんな体験を求めているのか？など、子どものための施策を検討していきたいと思えます。

続いて下段ですが、「子育て家庭全般に言えること」とありますが、記載のように、最近、市には、これまであまり声をあげることがなかった世帯から経済的支援を求める声が多く届いています。

また、共働き世帯からは既存の制度をもっと使い勝手良くして欲しいとの声などもございます。

こうしたことから、矢印の右ですが、保護者調査で「実態」と「子育て家庭が求めること」を把握し、そして矢印の下ですが、市としてできる経済的支援や、情報提供や相談体制の充実、ニーズに合った施策を展開していきたいと考えています。

続きまして、6ページをご覧ください。貧困家庭・ひとり親家庭が置かれている状況としましては、記載のような貧困の連鎖、孤立などの状況があるといわれています。

そのため、矢印の右ですが、保護者調査の他、ひとり親家庭用調査と子ども調査において「実態」と「求めること」を把握し、そしてその下、児童福祉法の改正により来年4月から市町村に設置の努力義務化がされる「こども家庭センター」についての設置やあり方の検討、令和8年度開設予定の「児童相談所」を核とする相談・支援体制の充実、支援の受け皿となる民間施設等の開拓と連携強化、中学生学習支援、高校生キャリア支援の充実などにつなげていきたいと考えています。

最後に、一番下、事業者の部分です。前回の会議において、現行計画策定時に実施した「事業所調査」については、今回は労働者としての立場である保護者に対して、就労についての実態と育休等を含めた理想とする働き方等についての意識を聞く方法に変更したいとご説明いたしました。

この点について、事業所調査の必要性について委員からご意見をいただきました。私

どもとしましても、子育て家庭が安心して生活するためには、子育てと仕事の両立は不可欠であり、事業者として子育てしやすい職場環境を整備していることは重要であると考えています。矢印の右ですが、2つ目に記載のとおり、市としてできる事業者へのアクションには経済部との連携が重要になってまいります。

また、先ほどご説明しました、子ども・子育て支援事業計画をこども計画としていく際に、少子化対策や子ども・若者対策の要素を取り込んでいきますが、これらの取組みにも就労支援など事業者の役割が大切であると考えています。

このような背景をふまえ、事業所調査については、今回実施する保護者調査に、労働者として雇用される立場である保護者の就労の実態や働き方等の意識を把握するために設ける設問の結果をフィードバックする形で、実効性のある事業者向けのアンケート設問を検討して、「こども計画」策定のタイミングで行いたいと考えております。

資料1の説明は以上です。

続いて調査票案の内容についてご説明させていただきます。

前回の会議では、調査票骨子案として抜粋版をお示しさせていただいたところですが、今回は実際に行うアンケートの最終案をお示ししております。

なお、本日机上に置かせていただきました資料のうち資料1 4①は保護者向けの各調査票の設問のうち、また、資料1 4②は子ども調査票の設問のうち、国から示されている設問の言い回しの微修正などを除いた市独自の設問を、一覧としてまとめたものです。参考にご覧いただければと思います。

これから前回からの修正点についてご説明させていただきます。前回からの主な変更点が3点ございます。1点目は、前回の会議及び10月に実施した各委員への意見照会にて皆様からいただいた意見を受けての修正、2点目は、国の第3期子ども・子育て支援事業計画における手引きの改訂による修正、3点目は、より回答しやすいようなレイアウトへの修正です。

修正を行った設問については、同じ設問がある調査票全てに反映しております。資料が非常に多いため、本日は、(資料2) 就学前保護者調査票、(資料3) 小学生保護者調査票、(資料10) 小学生子ども調査票、(資料11) 中・高生子ども調査票を基にご説明いたしますので、お手元にご準備をお願いいたします。

まず1点目、委員の皆様からいただいた意見を受けて、修正しました主な部分8箇所ほどをご説明いたします。

はじめに、子ども調査票についてです。資料10と11をご覧ください。

子ども調査票については、子どもが回答しやすいような配慮をしたほうがよいというご意見をいただきました。

これに対し、資料をご覧くださいいただければと思いますが、子ども用の調査票は小学生用と中高生用に分け、必要に応じて漢字にルビを振っております。

また、調査票にイラストを入れてアンケートの堅苦しさを出来るだけ払拭するとともに、小学校長経験者の職員に内容を確認してもらいながら、設問の聞き方を柔らかい表現に変更し、子どもが回答しやすいようにしました。

幾つか例を挙げますと、(資料10)小学生調査票の2ページ、問7をご覧ください。

問7では、「現在の健康状態」としていたものを「今の体の調子」という表現に変更しました。

続いて、5ページの間11をご覧ください。

表の一番下、「兄弟姉妹の世話」、「祖父母の介護」とあったものを「兄弟姉妹やおじいちゃん、おばあちゃん世話(食事や着替えの手伝い、見守りなど)」という表現に変更しまとめました。

それから12ページをご覧ください。

問25のすぐ上の囲いのところです。「令和5年4月1日に「こども基本法」が施行されました」となっていたものを、ご覧のように「こども基本法という法律ができました」と変更しております。

続いて、保護者の調査票についてです。資料2と3をご覧ください。

保護者調査票につきましては、保育園で外国籍の方が増えている園がある中で、外国籍の方の現状の把握をどうするのか、というご意見をいただきました。

(資料2)就学前保護者調査票の8ページの間19をご覧ください。

「家庭内ではどのくらい、日本語以外の言語を使用していますか」という設問に加えまして、新たに問19-1として「日本語を日常会話程度に話せる人がいるか、またそれは誰か」を何う設問を追加いたしました。

家族の中で日本語を話せる人が誰なのかを把握することにより、子どもしか日本語が話せず、子どもが親の通訳代わりになっている問題などもございますので、そういった外国籍の方の現状を把握することができると考えております。

また、アンケート調査実施にあたっての外国籍の方への配慮としましては、日本語が読めない調査対象者の方がアンケートに答えられるよう、船橋市国際交流課と連携して対応してまいります。具体的には、送付用封筒に日本語がわからない人向けに「外国人相談窓口」の電話番号を複数言語で掲載し、そちらに問い合わせをしていただき、船橋市ホームページ上にアップいたします調査票の内容を掲載したページをご案内してまいります。船橋市ホームページでは、多言語に翻訳できる機能がございますので、そちらで希望の言語を選択していただき、翻訳された調査票をご覧になりながらアンケートを回答いただけると考えております。

このように、送付用封筒に「外国人相談窓口」の電話番号を複数言語で掲載する案内は、本市では、例えば、市民意識調査の調査票や市民税の通知書をお送りする際にも行われております。

続いて、この先5か年の計画を策定するにあたり、市がどのような点を重視している

のか、また、各施策の質の確保はどのようにしていくのか、という意見をいただきました。

これについては、先ほどご説明しました資料1の5ページから6ページの説明と重複しますが、子どもや家庭の実際の状況と求めることの差を比較・分析することにより、考えてまいりたいと思っております。

例えば、資料3の小学生保護者調査票18ページから20ページの間35から36をご覧ください。

放課後の過ごし方を聞く設問があり、実際に過ごす場所と、過ごさせたい場所を聞いております。

さらに、同様の設問を資料10と11の子ども調査でも設けております。小学生用3ページの問9、中高生用3ページの問11となります。

これらにより、保護者がさせたい過ごし方と、子どもがしたい過ごし方に違いはあるか、実際の過ごし方とどう違うか、を比較することにより、単に物理的な場所だけではない、子どもたちにとって心地よい居場所や体験はどのようなものかなどを把握し、施策に反映させていきたいと思っております。

また、前回会議にて（資料2）就学前調査票の26ページ、問42、43の子育ての満足度、子育てをするうえで感じることを聞く設問が、質の部分に関する部分であるため、ひとり親調査を含め、全ての調査票に記載してはどうか、という意見をいただきました。いただいた意見をふまえ、ひとり親調査を含め、保護者用の全ての調査票に設けることにいたしました。

それから、今後の在り方の検討に活かせると考えられる設問として、病児保育や、現在、国が導入に向け制度設計等を行っている（仮称）「こども誰でも通園制度」に関するものがございます。

病児保育については、（資料2）就学前保護者調査の17ページから18ページの問33から33-3をご覧ください。

小学生保護者調査票でも同様の設問を入れておりますが、この設問にてニーズを把握するとともに、利用が出来なかった状況を伺います。これにより、適切な箇所数や、今後の事業の在り方の参考にしたいと考えております。

こども誰でも通園制度については、同じく（資料2）就学前保護者調査票20ページ、問37をご覧ください。

利用希望の有無とその理由を伺うことにより、どのようなニーズがあるのか把握し検討資料としてまいりたいと考えております。

子ども調査票に戻りますが、資料10の13ページをご覧ください。

こども基本法により、今後自治体は子どもの意見を政策に反映することが求められて

います。

国からの調査票案には示されておりませんが、意見の伝え方を聞く設問や、市にやって欲しいことなど、自身の考えや意見を聞く設問を本市独自の設問として設けております。

次の点は、調査票に関わる部分ではございませんが、子どもの回答を担保できるのか、という意見がございました。

今回のアンケートはインターネットを活用して回答できるようにいたします。一時保存の機能もあるので、時間の都合をつけて少しずつ回答いただくこともできます。インターネット画面で回答いただいた場合は、紙での回答は不要となります。

紙の調査票での子どもの回答の担保することについては、1世帯に1つの封筒を用意しますが、その中に、親の調査票、子どもの調査票をそれぞれ個別の封筒に入れて送付し、子どもが回答したのち、自分で子ども調査票の入っていた封筒を封緘してもらい、親が子どもの調査票を見られないようにすることにより、対応します。

続きまして、主な修正点の2点目、国の第3期子ども・子育て支援事業計画における手引きの改訂による修正についてご説明いたします。

国の第3期手引きについては、先に委員の皆様への意見照会をさせていただいた際に、併せて送付させていただいたところです。

こちらについては、基本的な考え方において大きな変更点はございませんでしたが、アンケート調査に関わる部分を2箇所ご説明させていただきます。

まず、資料2の25ページ問40-6をご覧ください。

1歳児及び2歳児の教育・保育の量の見込みについてです。いままで保護者の就労や疾病などにより、保育を希望する児童について、1歳児と2歳児をまとめて集計していたところ、近年の育児休業の取得状況や保育所等への入所申込数などに鑑みますと、1歳児と2歳児の保育ニーズに差異が見られることから、第3期計画策定にあたっては、分けて集計するように変更されました。

これに関連してこれまで育児休業取得中の保護者について、今後の育児休業の取得希望を伺っており、「1歳になるまで育児休業を取得したい」、「1歳になる前に復帰したい」という選択肢を用意し、施設の利用を希望する時期を把握していたところですが、今回「2歳になるまで育児休業を取得したい」、「2歳になる前に復帰したい」の選択肢を追加し、1歳と2歳のニーズを適切に把握するよう変更がありましたので、修正しております。

それから、「子育て短期支援事業（ショートステイ）」の量の見込みについてです。該当部分は資料2の19ページ問36をご覧ください。

これまでは保護者の利用状況の「実績」を調査し、それをもとに量の見込みを算出することとなっておりましたが、支援を必要とする家庭に届いていないという実態を踏まえ、保護者の育児疲れや育児不安などによる利用の「希望」を伺い、利用希望から量の見込みを算出するよう変わりました。国の手引きに合わせて本市もアンケート調査の

設問を修正いたしました。

国の第3期手引きによる調査票の修正については、以上となります。

最後に、主な修正点の3点目、レイアウトの修正についてです。まず、レイアウトの調整にあたり、他市の調査票案をいくつか確認し、設問の聞き方、設問数、イラストの挿入、見やすさなどについて参考としました。概ね国の調査票案に沿っているものが多く、設問数やページ数に大きな違いはありませんでした。

こうした点も踏まえ、回答者の方が答えやすいよう、アンケート調査の委託業者と調整し、修正を行いました。

本調査は、「子ども・子育て支援事業計画」、「ひとり親家庭等自立促進計画」、「子どもの貧困対策についての計画」と、3つの計画を包含した計画の策定のために実施するものであることから、どうしても分量がかなり多くなってしまいます。前回の会議でいただいたご意見を踏まえ、必要な調査項目の精査を行い、可能な限り設問の圧縮を行いました。

また、可能な範囲で1つの設問が2ページ以上にまたがらないようにレイアウト調整を行いました。

資料12の①、最後のページをご覧ください。例えば、就学前保護者調査票では8ページ圧縮しています。

以上、調査票について主に修正した点をご説明いたしました。具体的な個々の設問についての細かな修正点については、資料12「新旧対照表」をご確認いただければと思います。

なお、子ども用の小学生、中高生用調査票の最終ページには子どもが相談できる相談窓口の連絡先を、保護者向けの各調査票の最終ページには相談窓口の案内先としまして、本日机上におかせていただきました冊子「子育てナビゲーション」の掲載ページの2次元コードを記載して案内しておりますこと補足させていただきます。

本日机上におかせていただいた差し替え資料①、②、③でそれぞれ確認いただければと思います。

今後につきましては、本会議後、微細な修正があれば速やかに行い、確実に準備を進めてまいります。

調査実施前には本調査の実施について、市内公共施設などでのポスター掲示や、市HPでの公表など、周知を行う予定です。

実際の調査期間は12月13日から12月27日を予定しており、今年中に調査を締め切り、年明けから集計、分析を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、参考資料1のA3見開きのリーフレットをご覧ください。

この資料は、調査票に出てくる施設や事業について、概要を掲載したもので、就学前保護者、小学生保護者、母子健康手帳交付者用の3つの調査に同封する予定です。

(資料2) 就学前保護者調査票の14ページから15ページのような、施設の利用状況や利用希望を伺う設問を回答するにあたっての参考として頂くことを想定しております。

最後に、市政モニターについてご説明いたします。資料13をご覧ください。

船橋市子ども・子育て支援事業計画では、基本施策の一つとして、「子育てを支援する地域社会づくり」を掲げ、地域における子育て支援活動を推進しています。

第3期子ども・子育て支援事業計画の策定にあたって、子育て世帯に限らず幅広い年代の方を対象とし、子ども・子育てをめぐる地域社会の現状を把握するため、市民の声を聞く課が行う、市政モニターアンケートを活用する予定です。

現行計画策定時においても同様に、幅広い年代の方を対象としたアンケート調査を実施しており、その内容を踏まえて設問の検討を行ったものが、1ページ中段移行の設問となります。

10月に行った委員の皆様への意見照会では、特段の意見は寄せられませんでした。市内で一部選択肢の書きぶりの修正を行いましたので、記載の内容で実施を予定しております。

説明は以上となります。

○横山会長

どうもありがとうございました。前回会議でのご指摘を丁寧に反映して頂き、前よりも随分と良くなった印象ですが、皆さんいかがでしょうか。

○竹園委員

父母会連絡会 竹園です。

資料1について、確認させていただきたいですけれども、まず第1点目として、今回の2つの計画を統合するというような動き、あるいは二段階で、最終的にこども計画を作っていくということ自体は市独自の判断なのでしょうか。それともある程度全国的にこうした流れで動いていくものなのでしょうか。

第2点としては、市として重視すべき貧困や自立支援といった計画が、統合することにより名前としては消えてしまうわけですが、それによりこの2つの計画が埋没してしまい、どうしても力点がなくなり、落ちていくというか、そういうふうな懸念もあるのではないかと思います。その辺について確認させていただければと思います。

○こども政策課

はい、こども政策課です。

まず1点目ですが、今回のこの2つの計画を統合する考え方については、どこから示されたということではなく、子ども・子育て支援事業計画と統合して1つの計画として連携を持っていくのが得策だろうと考えたところでございます。

こども計画を見据えて2段階で策定していくというあたりについても国から示され

ているわけではないですが、こども基本法の中で、こども計画を作る際に他の法令の定めることになっている計画とまとめても良い、ということが書かれております。

このあたりを踏まえて、こども家庭庁に確認したところ、子ども・子育て支援事業計画の策定に合わせて、こども計画をまとめていく自治体が多いのではないかと想定しているとのことでした。

ただ、市町村は国のこども大綱と、県のこども計画も見て作らなきゃいけないという時間的なズレと、一方で令和7年度から第3期の計画をスタートしなきゃいけないという縛りとの中で、同時にできるかどうかという点を踏まえて、スケジュールを考えました。

このあたりについては、他の自治体がこども計画をどうするかということを表明してないところがほとんどですので、他市の動きは分かりませんが、多かれ少なかれこうしたタイムラグは出てくるのではないかと考えております。

2点目です。今回複数の計画をまとめることになって、これまで個別の計画として、貧困のものがあったり、ひとり親のものがあったりということが埋没して分かりにくくなってしまっているのではないかと考えております。

確かにまとめますので、1つの計画としては、ボリュームは増えていきますが、統合することで、相互の計画との連携がより取りやすくなる、というまとめ方ができらうと考えております。決して統合によって今まで単独であった計画の内容を減らしてしまうということは考えてございませんので、そこは上手くまとめていきたいと思っております。

○竹園委員

ご説明ありがとうございました。

いろんな計画が乱立して何をやっているかわからない状態から、今回効率的に、政策的な工夫で統合していこうという意図だと思います。

やはり、どうしても名前がなくなったりすると、それで大丈夫なのかということもあるので、今回のアンケートでもそうですけれども、集約しているということを市民に分かるような形で提示していくことは大事だろうと思います。

また、他市ではやってないということでしたけど、そういう形で独自で動くということ自体は非常に良いことだと思いますので、引き続きよろしくをお願いします。

○横山会長

はい、ありがとうございました。

貧困計画という言葉が非常に引っかかって、貧困を目指しているのかと思っちゃうので、「貧困対策計画」とか「貧困解消計画」とか、何か言うときに目指すところを示していただければなと思いました。

他にご質問等ございませんか。

○小出委員

社会福祉協議会の小出と申します。

計画に基づくアンケートからちょっとずれてしまいますが、気になりましたので質問させていただきます。

全部の調査票に子育てする上でどのようなことを感じますか、ということを入れるということで、例えばそこで①から④が全部4をつけて、⑤から⑭が全部1をつけて、また⑮が4をつけたとなると、全てマイナスで、かなり危険な家庭ではないか、ということが分かると思います。

もしこういった回答が家庭からあった場合に、何か別の方法でアプローチが必要じゃないかと思いますが、何か考えていますでしょうか。

○こども政策課

はい、こども政策課です。

そのような回答が確かにあり得るかもしれない、そういう家庭があるかもしれないという点については、ご指摘のとおりだと思います。

ただ、このアンケートは無記名で調査を行いますので、回答があったことをもってすぐ特定の家庭への対応というのが、なかなか難しいところです。

ですので、ここは実際の各課の事業の取り組みのなかで、そういう困った家庭がいるのではないかというところを、キャッチアップしていくところが大事になるのだらうなど考えているところでございます。

○横山会長

はい、ありがとうございます。

困っている人が連絡とか相談できるところがすぐ目に入れば、それが良いきっかけになるかもしれませんね。

他にご質問ご意見がございますか。

○鈴木委員

小出委員のご質問に少し関連することなのですが、今回このアンケートの質問が非常に多岐に渡っていて、例えば子育て世代に対しては、お母さんの就労の内容、小学生になってくると学校のことなど、教育委員会が関連してくるのではないかなという風に思います。

先ほど、このアンケートは郵送でということで、学校っていう言葉が一言も出てこないですが、質問の中で、例えば不登校だったり、いじめだったりっていうところに関連する質問もかなり入っています。

先ほどは、外国人のお子さんのところのお話もありましたが、国際交流課の方にもお願いをしているといことでしたけども、いかなる環境にいる子どもたちにも、最適な環境で成長できる、という計画を作りたいという意図だとしたら、そこは学校と連携してやはり確実なデータを取るべきなのではと思います。

先ほどの小出委員のご質問にもありましたが、この中で見ていると、例えば今回GIGAスクール構想があって、学校の子ども達タブレットを使うことになっていて、家でどれぐらい子ども達がやってるのか、そういうこともかなり深く状況調査もできるとい

う中で、外国人の子ども達のデータは実は県でも取ってないですし、国も取り始めたばかりで、不登校より不就学が今問題だと思います。

これを見る限り、非常に有益なデータが出るであろうアンケートの質問になっていることを考えると、教育委員会との連携はどうなっているのでしょうか。こども家庭庁自体が文科省とは別になってしまっていて難しいのは分かりますが、どこまでこのデータを取ることに、そしてこの計画を作るにあたって教育委員会との連携があるのか聞きたいと思います。

○こども政策課

こども政策課です。

今回の計画は今年度と来年度の2ヵ年をかけて策定をして令和7年度からスタートということにしております。

今年度は、今ご説明させていたニーズ調査を行います。

来年度、実際に計画を策定していく年度になりますが、この会議の中で事務局が作った案をお示ししてご意見をいただき、修正をかけていく流れを想定しております。事務局で案を作る際に庁内で検討委員会を組織し、そこにはこども家庭部だけではなく様々な部署から入っていただくことを考えておまして、当然教育委員会の関係課も入っていただく形になります。そういった中で、ここで得たデータを共有し、連携を図っていくということを考えております。以上です。

○鈴木委員

教育委員会以外で、例えば虐待だったり、就労に関してなど、色々なところが関わってくると思いますが、そうしたところとの連携はどうでしょうか。

○こども政策課

はい、こども政策課です。

今ご説明させていただいた検討委員会の中に経済部、健康部も含め様々な関係課が入りますので、同じように連携を取ってまいります。

○横山会長

連携を取るの是非常に大事だと思います。ただ送りつけて集めるのではなく、学校や保育所の方からでも今アンケートがありますので、もしお手元に届いたらぜひ声を聞かせてくださいね、みたいな声かけがあるだけで、みんなで大事なことを回答しましょうよ、みたいなそんな雰囲気作りがその連携によって生まれるとさらに良いなと思います。

他にご意見ご質問等ございますか。

はい、中原委員どうぞ。

○中原委員

はい、中原です。

会長からもお話がありましたけれども、本当にこれまでの議論を、きちんと受け止め

て、分かりやすく説明していただけたな、というふうに思っ、大変感謝しております。

特に冒頭の全体の計画の流れについては、本当にこういうことをしっかりと共有しながら私たちも検討していかなければいけないなということを思っていましたので大変しっかり聞かせていただきました。

小さなことのように思えますが、先ほど会長もおっしゃった貧困計画のことですけれども、子どもの貧困対策を推進するための計画なんですね。

それは自治体が努力義務として、推進していくという姿勢を問われているところです。

それに基づいた計画なのにこの貧困計画と読み替えてしまうところが、方向性みたいなものをきちん明示していくというところでは、弱くなるというか意識が薄まるように思うので、色々なところで説明される時の省略の仕方とか名称の付け方ってすごく重要だと思います。

せめて貧困対策計画ですし、もう少し長いと貧困対策推進計画で、私たちはこれをしますよ、という意識を常に見失わないようにしないと、計画を作ることがまず目指すところのようになってしまうというのが1点お伝えしたいところです。

もう1点同様の視点ですけれども、その貧困に陥った家庭をどうするかという対策推進ではなくて、子どもの貧困化や子育て家庭の貧困化に対してどういう予防策があるのかということも、こどもまんなか政策ではとても重要な視点だと思います。

そういう切り替えをしていくというところが今求められているのではないかと思いますので、この点も付け加えておきたいと思います。

また、色々な相談先の案内を載せたというのはとても良いアイデアだと思います。

ただ、これ見ると小学生がどこに相談したらいいだろうというように思えるような案内になっているか、ということに関しては、こどもまんなかの視点から言うとまだ三角のような気がします。

特に冒頭にヤングケアラー相談があり、これ何だ、となると思います。子どもに分かりやすいとすれば、こんな時はここにというふうに案内が出されている、そういう姿勢が重要だと思いますし、それから有料の通話、無料の通話と、ラインやメールと、子どもからすると相談しやすい方法がどこだということも、分かりにくい表記になっていると思いますので。

今後こうしたことを発信するときは、子どもが分かりやすい、子どもにとって、どういう視点で捉えやすい情報提供になってるか、というようなことが必要なのではないかと改めて思いました。以上です。

○横山会長

はい、貴重なご意見ありがとうございます。

何か事務局の方からありますか。

○こども政策課

こども政策課です。

ありがとうございました。

まず先ほど、会長からもお話ありました貧困計画という名称については、ご指摘いた

だいたように貧困にならないようなところも含めて予防的な対策をしていくという姿勢で作るところでございますので、ちょっとこの表記、配慮が足りず申し訳ありませんでした。

今後については正しい表記で書かせていただきたいと思います。

それから相談先のところですが、庁内各課に子どもの相談窓口を設けているところを照会しまして、出てきたところを掲載させて頂いたものです。

そのため、フリーダイヤルだったり、通常の電話番号が掲載されたりと様々な記載となっております。

こんな時にはここに相談を、というところはちょっと分かりにくいのかな、というところもありますので、改めて検討したいと思います。

会議内での指摘をふまえ、会議終了後、当日の資料内で「貧困計画」と記載された箇所を「貧困対策計画」と修正し、各委員へ配布しました。また、市HPには修正後の資料を掲載しています。

○横山会長

はい、ありがとうございます。

他にご意見ご質問はございませんか。

それでは、前回の会議、そして本日の委員の皆様から頂いた様々なご意見を踏まえながら、より良い計画の根拠資料となるようにアンケート調査を実施していただきますようお願いいたします。

3. 閉会

○横山会長

本日の議事は以上となります。ありがとうございます。

事務局から連絡事項などはありますか。

○事務局（こども政策課長補佐）

ご審議ありがとうございました。

次回の子ども・子育て会議につきましては、2月頃を予定しております。

本日の議題のアンケート調査については、先ほどの説明にもありましたが、12月13日から12月27日までの期間で実施する予定ですので、その調査結果の概要を委員の皆様にご報告させていただきたいと考えております。

開催通知については、後日、事務局よりご連絡いたしますので、その際にご予定くださいますようお願いいたします。事務局からは以上です。

○横山会長

それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

ありがとうございました。